

平成31年3月18日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（平成31年第3回）議事録

1. 開催日時 平成31年3月18日（月曜日）午後2時30分

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター「学習ホール」

3. 出席委員（23名）

1 番 小 松 忠 彦	1 3 番 佐 藤 秀 孝
2 番 熊 谷 正 博	1 5 番 小 松 幸 夫
3 番 遠 藤 幸 男	1 6 番 大 場 弥 吉
4 番 眞 坂 平 通	1 7 番 佐 藤 喜 勝
5 番 富 樫 公 一	1 8 番 岡 部 五 一 郎
6 番 石 井 勲	1 9 番 古 関 幸 子
7 番 庄 司 和 夫	2 0 番 佐々木 純 一
8 番 佐 藤 崇	2 1 番 齋 藤 誠
9 番 畑 山 留美子	2 2 番 佐々木 知 榮
1 0 番 佐々木 亨	2 3 番 佐 藤 和 子
1 1 番 佐 藤 俊 和	2 4 番 佐 藤 系 悦
1 2 番 大 瀧 浪 雄	

4. 欠席した委員（1名）

1 4 番 小 野 眞 一

5. 議事日程第1号 平成31年3月18日 午後2時30分開会

第1. 議事録署名委員指名

第2. 会議書記任命

第3. 会期決定

第4. 会務報告

第5. 議案第19号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件

第6. 議案第20号 農地法第3条の規定による所有権移転の件

第7. 議案第21号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件

第8. 議案第22号 農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件

第9. 議案第23号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）の作成の件

第10. 議案第24号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権移転の件

第11. 議案第25号 農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件

第12. 議案第26号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について

第13. 議案第27号 利用状況調査の結果による非農地の判断について

第14. 議案第28号 由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について

第15. 議案第29号 平成31年度下限面積（別段の面積）について

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	松 永 剛、	次 長	柳 田 保、
農地班長	小 松 正 広、	主席主査	佐々木 淳、
主 査	釜 台 勇 樹、	主 任	佐々木 智 慧、
主任（矢島庶務班）	佐々木 彩、	班長（岩城庶務班）	佐 藤 佳 紀、

主事(由利庶務班) 須 田 大 貴、 主事(大内庶務班) 佐 藤 明 良、  
主事(東由利庶務班) 高 橋 直 希、 主事(西目庶務班) 高 橋 菜 摘、  
主事(鳥海庶務班) 木 内 駿 佑

8. 総会議長

佐 藤 系 悦

9. 議事録署名委員

18番 岡 部 五 一 郎

19番 古 関 幸 子

10. 会議の概要

○議長

これより、平成31年3月1日公示招集されました、平成31年第3回総会を開会いたします。ただいまの出席委員は、委員総数24名中23名であります。

14番・小野眞一委員より欠席の届出があります。

出席委員は、過半数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

また、本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますのでご報告いたします。本日の提出案件は、議案第19号から議案第29号までの計11件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第12条の規定に基づき、議事録署名委員に、18番・岡部五一郎委員、19番・古関幸子委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、「会務報告」を事務局より報告いたします。

○事務局長

(会務報告を朗読して説明する)

○議長

日程第5、議案第19号「農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（大内・西目）

（各地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、申請事由は農業者年金受給に伴う経営移譲の再設定である旨述べ説明する）

○議長

ここで、事務局より農地法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。よろしく願いいたします。

○議長

議案第19号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第19号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第19号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第20号「農地法第3条の規定による所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（大内・東由利）

（各地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、申請事由は贈与又は遺贈である旨述べ説明し、贈与税の税制上の取り扱い及び遺贈の申請に至った経緯等を補足する）

○議長

ここで、事務局より農地法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。よろしく願いいたします。

○議長

議案第20号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【10番手を挙げる】

○議長

10番・佐々木亨委員。

○10番（佐々木亨委員）

譲渡人が亡くなっている場合、法定相続人による申請になるのではないかと思います。この案件は遺贈のため譲受人の単独申請となっています。どういった経緯なのか説明をお願いします。

○議長  
事務局。

○事務局（東由利）

このたびの申請は故人の遺言による故人の姉への特定遺贈です。遺贈には包括遺贈と特定遺贈の2種類があり、法定相続人に相続させないで、法定相続人以外の方に特定遺贈する場合は農業委員会の許可が必要になります。亡くなった方の遺言により遺贈するわけですので、譲渡人の欄には法定相続人の方のお名前は記載せずに、譲受人の単独申請となっています。

○議長  
暫時休憩いたします。  
【休憩】

○議長

会議を再開いたします。

10番いかがですか。他にございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第20号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第20号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第21号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題としますが、本議案の1番につきましては、23番・佐藤和子委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【佐藤和子委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第21号1番につきまして、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の新規、期間は5年である旨述べ、「こちらの計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております」と説明する）

○議長

議案第21号1番の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第21号1番は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第21号1番は、原案どおり承認することに決定いたしました。  
暫時休憩いたします。

【佐藤和子委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

次に、本議案の2番につきましては、4番・眞坂平通委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【眞坂平通委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第21号2番につきまして、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局（大内）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の新規、期間は10年である旨述べ、「こちらの計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております」と説明する）

○議長

議案第21号2番の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第21号2番は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第21号2番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【眞坂平通委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

次に、本議案の3番につきましては、6番・石井勲委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【石井勲委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第21号3番につきまして、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局（大内）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の再設定、期間は5年である旨述べ、「こちらの計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たして

おります」と説明する)

○議長

議案第21号3番の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第21号3番は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手多数】

挙手多数であります。

よって、議案第21号3番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【石井勲委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

次に、議案第21号4番から83番までにつきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘・矢島・由利・大内・東由利・西目・鳥海）

（各地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権又は使用貸借権の新規又は再設定、期間は1年又は2年又は3年又は5年又は6年又は8年又は10年又は20年である旨述べ説明する）

○議長

ここで、事務局より農業経営基盤強化促進法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております。よろしく願いいたします。

○議長

議案第21号4番から83番までの説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第21号4番から83番までは、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第21号4番から83番までは、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第22号「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件」を議題とし、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局（矢島）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、農業公社を介する案件である旨述べ、「こちらの計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております」と説明する）

○議長

議案第22号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第22号は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第22号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第23号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）の作成の件」を議題としますが、本議案の1番につきましては、10番・佐々木亨委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【佐々木亨委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第23号1番につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局（大内）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の新規、期間は10年である旨述べ、「こちらの計画の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各号を満たしております」と説明する）

○議長

議案第23号1番の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第23号1番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手多数】

挙手多数であります。

よって、議案第23号1番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【佐々木亨委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

次に、議案第23号2番から4番までにつきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘・矢島・由利）

（各地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権又は使用貸借権の新規、期

間は10年又は20年である旨述べ説明する)

○議長

ここで、事務局より農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました計画の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各号を満たしております。よろしく願いいたします。

○議長

議案第23号2番から4番までの説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第23号2番から4番までは、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第23号2番から4番までは、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第24号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権移転の件」を議題としますが、本議案につきましては、10番・佐々木亨委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【佐々木亨委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第24号につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局（大内）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の移転、期間は8年である旨述べ、「こちらの計画の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各号を満たしております」と説明する）

○議長

議案第24号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第24号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第24号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【佐々木亨委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

日程第11、議案第25号「農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件」を議題とし、はじめに1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（矢島）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

22ページをご覧ください。申請地は鳥海高原サイクリングターミナルやまゆりから南へ約2.3kmに位置します。農地区分は農用地区域内農地です。

転用事業の概要ですが、申請者のNPO法人は、桃野や南由利原の畑地において、耕作放棄地の解消を図り、農地の再生を行い、菜の花やソバの作付け等を行っている非営利団体です。毎年申請地近隣において鳥海高原菜の花まつりを開催していますが、会場周辺に来場者の駐車場がなく、通行面など運営に支障が出ないよう臨時駐車場にしたいものです。

申請地は他の農地に与える影響が少ない場所に位置し、会場へのアクセスや事業面積を勘案し、申請地周辺の非農地箇所を含めて検討した結果、当該農地以外に代替する土地が認められず、やむを得ず選定したものです。用地造成は行わず現状のまま利用しますが、低圧作業で整地します。農地への復元計画については、トラクター・ロータリーで耕起します。資金計画については全額自己資金です。これは通帳の写しで確認しました。

申請地は、立地基準上は農用地区域内農地に区分され、原則として許可できませんが、不許可の例外である「仮設工作物の設置その他の一時的な利用及び農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること」に該当します。

以上により、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断します。なお、本案件については、申請面積が30aを超えるため、秋田県農業会議の意見聴取の対象になります。本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになります

○議長

議案第25号1番の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、9番・畑山留美子委員。

○9番（畑山留美子委員）

去る3月12日午前9時より、私と佐々木知榮委員、事務局の佐々木主任の3人で現地調査を行ってきました。

22ページ及び23ページをご覧ください。積雪のため現地までの道路が通行止めになっていたことから、降雪前の11月13日に確認した現地写真とともに、前年の農地転用申請の状況等を確認しました。

申請地の北側と西側は農地、非東側と南側は農道となっています。被害防除計画では汚水及び生活雑排水は発生しません。雨水は敷地内に側溝を配置し既設排水路に排水します。また、隣接地との間に2m程度の緩衝地を設けます。農地への復元期間として平成31年6月9日から30日までを予定しており、農地として利用できるよう復元する計画です。

以上により、周辺農地にかかる営農条件への支障は問題ないものと確認してきました。

○議長

ご苦労さまでした。

次に、議案第25号2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（西目）

(議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する)

24ページをご覧ください。申請地は由利本荘市役所西目総合支所から南西へ約900mに位置します。農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断します。

転用事業の概要ですが申請者は現在、市内のアパートに居住していますが、子どもも大きくなり住居も手狭となったことから、父所有の農地を借受け自己所有の住宅を新築しようとするものです。申請地は国道付近で交通の便も良く、利便性も高いことから適地として選定されました。

申請地は第1種農地であるため、他に目的を達成できる土地がないか、申請地周辺の非農地箇所を含めて検討した結果、事業に必要な面積が確保できないことや地権者との折り合いがつかないこと等、代替地としての取得が困難であり当該農地以外に代替する土地が認められず、やむを得ず選定したものです。資金計画については自己資金及び借入資金です。これは預金通帳の写しと融資の事前審査書類で確認しました。

申請地は、立地基準上は第1種農地に区分されると判断され、原則として許可できませんが、不許可の例外である「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

以上により、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断します。なお、本案件については、申請面積が30aを超えませんが、第1種農地で転用目的が「農業生産に関連する施設」以外のものに該当するため、秋田県農業会議の意見聴取の対象になります。本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになります。

○議長

議案第25号2番の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、21番・齋藤誠委員。

○21番(齋藤誠委員)

去る3月6日午前9時より、私と三浦善信推進委員、事務局の高橋主事の3人で現地調査を行ってきました。

25ページの配置図をご覧ください。申請地の北側、東側及び西側は畑、南側は道路となっていました。被害防除計画では、申請地東側の一部にL型擁壁を設置し、隣接地への土砂流出を防ぎます。汚水・生活雑排水は申請地南東側市道の既設管から排水します。雨水は自然流下し南東側市道へ排水します。

以上により、周辺農地にかかる営農条件への支障は問題ないものと確認してきました。

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第25号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第25号は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

お諮りいたします。議案第25号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第25号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第12、議案第26号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

26ページをご覧ください。申請地は6筆とも山林や原野などに囲まれた農地で、約30年以上前より耕作を行っておらず、現在は全体的に雑木や笹竹、雑草が生い茂っています。

このため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われま

○議長

議案第26号の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、5番・富樫公一委員。

○5番（富樫公一委員）

去る3月13日午前9時より、私と金清二推進委員、事務局の小松班長と佐々木主席主査の4人で現地調査を行いました。

現地は、事務局から説明のあったとおり、笹竹や雑木が繁茂し、山林原野となっております。

このため農地への復元は困難であり、農地法第2条の農地に該当しないものと確認して参りました。

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第26号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第26号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第26号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

日程第13、議案第27号「利用状況調査の結果による非農地の判断について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘・岩城・由利・東由利・西目・鳥海）

（各地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

このたびの案件は平成30年度の農地パトロールで再生利用が困難と見込まれる農地と確認されたものであり、いずれも農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われま

また、1月に開催した農地パトロール推進会議においても、速やかに総会で非農地判断するとして報告したものです。

○議長

議案第27号の説明が終わりました。

現地調査報告につきましては、平成31年1月に開催した平成30年度農地パトロール推進会議において、既に報告を受けておりますので、省略いたします。

ただいまの議案第27号の事務局説明につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第27号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第27号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【市農業振興課ほか担当者着席】

○議長

会議を再開いたします。

日程第14、議案第28号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」を議題とし、最初に変更案の概要につきまして、別冊の添付資料に基づき、市農業振興課担当者の説明を求めます。

○市農業振興課担当者

由利本荘農業振興地域整備計画変更案の内容を説明しますので、添付資料1ページの整備計画変更内容書をご覧ください。本日ご意見をいただく変更案件はご覧の9件です。

変更箇所は、対図番号「本1」、所在は荒町字真城64番1、64番2、65番1、65番2、66番1、66番2、面積は3,067㎡、介護福祉施設建設のための除外申請です。「本1」につきましては、昨年8月に除外申請があったもので、その後11月に取り下げされ、このたび計画変更して再度申請されたものです。

次に、対図番号「本2」、所在は荒町字真城210番1、210番4、210番5、211番1、211番2、212番、面積は3,000㎡、資材置場増設のための除外申請です。

次に、対図番号「本3」、所在は滝ノ沢字新岡崎40番、面積は382㎡、駐車場増設のための除外申請です。

次に、対図番号「本4」、所在は松ヶ崎字高野203番3、224番1、225番1、226番1、232番1、面積は1,743㎡、基盤整備のための編入申請です。

次に、対図番号「矢1」、所在は矢島町川辺字上ノ平7番2ほか、合計で26筆、面積は23,007.7㎡、基盤整備のための編入申請です。

次に、対図番号「大1」、所在は新沢字水無61番ほか9筆、面積は7,886㎡、杉植林のための除外申請です。

次に、対図番号「大2」、所在は平岫字下谷地162番1、面積は8,116㎡、太陽光発電設備建設のための除外申請です。

次に、対図番号「西1」、所在は西目町沼田字新道下522番、面積は1,692㎡、太陽光発電設備建設のための除外申請です。

対図番号「西2」、所在は西目町沼田字新道下523番、524番、526番、529番、530番、面積は14,184㎡、太陽光発電設備建設のための除外申請です。

次に4ページをご覧ください。変更となった場合の整備計画書は表のとおりです。

本荘地域の区域番号「本C2」、大字荒町の除外する土地欄の真城へ朱書きの64番1から66番2、及び210番1から212番までの12筆が加わります。

同じく本荘地域の区域番号「本D8」、大字滝ノ沢の除外する土地欄の新岡崎へ朱書きの40番が加わります。

また、区域番号「本G5」、松ヶ崎の高野については農用地への編入案件でございますので、除外する土地欄から203番3、224番1、225番1、226番1、232番1が削除されます。

次に、矢島地域の区域番号「矢A5」、矢島町川辺の布目、小板戸、上ノ平についても、編入案件でありますので、ご覧のように地番が削除されます。

なお、小板戸につきましては、現状では全域が除外する土地となっておりますが、今回の編入が決定した場合には、編入された地番以外の農地地番が除外する土地欄に掲載されることとなります。また、次のページ「矢A5」の用途区分の農地に小板戸が加わります。

次に、大内地域の区域番号「大B2」、大字新沢の除外する土地欄の水無へ朱書きの61番から78番までのご覧の10筆が加わります。

同じく大内地域の区域番号「大B10」、大字平岫の除外する土地欄へ朱書きの下谷地162番1が加わります。

最後に、西目地域の区域番号「西A2」、大字西目町沼田の除外する土地欄の新道下へ朱書きの522番、523番、524番、526番、529番、530番が加わります。

以上が変更案の概要です。

#### ○議長

次に、個別の変更内容につきまして、担当者の説明を求めます。はじめに、対図番号「本1」につきまして、担当者の説明を求めます。

#### ○市農業振興課担当者

添付資料6ページをご覧ください。申請地の所在は荒町字真城64番1から66番2までの計6筆、面積は3,067㎡です。

次に7ページをご覧ください。申請地は由利本荘市役所小友出張所から南東へ約450mに位置します。現況地目は田、変更の種別は除外で、変更理由は介護福祉施設建設のためです。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の各要件にあたるか検討した結果についてご説明いたします。

まず、必要性、代替性の有無についてですが、申請地はA社による介護福祉施設等の建設計画地の一部に当たります。建設計画全体においては、特別養護老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、グループホーム、看護小規模多機能型居宅介護施設を各1棟ずつ、計4棟に加え、敷地内に学生寮や多目的ホール、公園の整備も計画しており、合計で18,000㎡以上の土地を必要とします。このことから、候補地選定においては必要面積を確保できることを第一の条件とし、さらに施設利用者の視点から交通の利便性が良いこと等の条件を加え検討を行いました。また、当申請地及び隣接する雑種地等を併せて開発する以外に適地がなく申請地が必要であります。また、建物面積は合計で約3,219㎡、駐車スペース約1,167㎡等、計画規模は妥当と判断されます。

資料8ページをご覧ください。黄色が農用地区域、青色が転用済地・宅地、茶色が白地農地、赤色が申請地です。また、開発計画区域を赤の破線で囲って示しております。申請地は西側が白地、北側及び南側一部が非農地に隣接しており、連坦する農地の縁辺部に位置しているため、農用地の集団化・作業効率化に支障を及ぼす恐れはないと判断されます。

さらに、申請地の耕作者は認定農業者ではなく、また、他の地域の担い手による利用集積の計画もないため、宅地化しても農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと判断されます。

周辺土地改良施設等への影響についてですが、農地が隣接する東側及び南側には道路を設けることで緩衝地の役割を果たします。また、雨水は自然浸透及び東側側溝へ排水し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理後東側側溝へ排水することから、周辺の土地改良施設等の機能に支障を及ぼす恐れはないと判断されます。また、土地改良事業の対象地ではありません。

以上から、農用地区域から除外するために必要な農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号のすべての要件を満たしております。

また、条件とは別ですが、農振除外の申請の際には事前調整として近隣農地の所有者から可能な限り同意をもらうよう指導していますが、真城63番1の所有者からはまだ同意を得られ

ていない状況です。事業者が当該所有者に対して説明と事前調整を行っており、不具合等が発生した場合は事業者が対応する旨の確約書が提出されています。また、先ほども説明したとおり、緩衝地を設ける、排水対策等を講じるなどの周辺農地の利用に支障が出ないように事業を実施するという、また、今後も開発に関する図面等を所有者に提示し同意を得られるよう努めていくということについて、事業者から直接当方で確認しています。

○議長

次に、対図番号「本2」につきまして、担当者の説明を求めます。

○市農業振興課担当者

添付資料9ページをご覧ください。申請地の所在は荒町字真城210番1から212番までの計6筆、面積は3,000㎡です。

次に10ページをご覧ください。申請地は由利本荘市役所小友出張所から南へ約500mに位置します。現況地目は田、変更の種別は除外で、変更理由は資材置場増設のためです。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の各要件にあたるか検討した結果について説明いたします。

まず、必要性、代替性の有無についてですが、B社の事業規模の拡大に伴い資材置場の拡張を計画するものです。現在、申請地東側に隣接する真城205番から209番2を資材置場として利用しておりますが、事業規模拡大により再利用土及びブロックなどの二次製品等が増加し、現資材置場のみでは手狭となったため、資材置場の拡張を計画しました。資材置場増設の計画にあたり、会社又は現資材置場の近隣に位置していることや、必要面積を確保できること等を条件に検討を行いました。申請地しか適地はなく除外地が必要であります。また、資材置場面積2,000㎡、緩衝地及び重機回遊路1,000㎡は必要最小限の面積であり、規模は妥当と判断されます。

資料11ページをご覧ください。色分けについては図面左上の凡例のとおりです。申請地は東側が現資材置場、北側が農振白地に接しており、連坦する農地の縁辺部に位置していると判断されるため、農用地の集団化・作業効率化に支障を及ぼす恐れはないと判断されます。

また、申請地はC集落営農組合が水稻を作付けしている農地ですが、当該集落営農の水稻作付面積約27haに占める申請地面積の割合が約1%ほどと僅かであります。さらに、他の地域の担い手による利用集積の計画もないため、農用地の利用の集積に支障を及ぼす恐れはないと判断されます。

周辺土地改良施設等への影響につきましては、農地が隣接する北側、西側及び南側に緩衝地を設け土砂流出を防止します。雨水は自然浸透のほか、自然流下により既設排水路へ排水するため、周辺土地改良施設等の機能に支障を及ぼす恐れはないと判断されます。また、土地改良事業の対象地ではありません。

以上から、農用地区域から除外するために必要な農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号のすべての要件を満たしております。

○議長

次に、対図番号「本3」につきまして、担当者の説明を求めます。

○市農業振興課担当者

添付資料12ページをご覧ください。申請地の所在は滝ノ沢字新岡崎40番、面積は382㎡です。

13ページをご覧ください。申請地は石沢小学校から北へ約750mに位置します。現況地目は田、変更の種別は除外で、変更理由は駐車場増設のためです。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の各要件にあたるか検討した結果について説明いたします。

必要性、代替性の有無についてですが、本申請はD社における駐車場の増設を計画するものであります。工場の駐車場の現状としては、従業員11人に対し9台分の駐車スペースしかなく、

来客用のスペースも確保できておりません。また、配送業者の大型トラックからの積み降ろしに支障を来しており、大型トラックが2台同時の場合は通行の妨げになっている状況であります。駐車場増設の計画にあたり、従業員及び来客者の利便性を考慮し、工場近隣の土地で検討を行いました。申請地及び申請地に隣接する白地を合わせて駐車場にすることが最も利便性が高いと判断され、また、他に適地がなかったため除外地が必要であります。白地を含めた計画規模全体として18台駐車可能な駐車スペース約225㎡、車両の通行及び転回スペース489㎡、合計714㎡は必要最小限の面積であり、規模は妥当と判断されます。

資料14ページをご覧ください。色分けについては図面左上の凡例のとおりです。申請地は南側が道路、北側が白地農地に接しております。周辺には宅地及び山林が広がっていることから、農用地の集団化・作業効率化に支障を及ぼす恐れはないと判断されます。

また、申請地の耕作者は認定農業者ではなく、他の地域の担い手による利用集積の計画もないため、農用地の利用の集積に支障を及ぼす恐れはないと判断されます。

周辺土地改良施設への影響につきましては、雨水は自然流下により北側及び南側の側溝を経由し、既設排水路へ排水します。また、汚水・生活雑排水は発生しないため周辺土地改良施設等の機能に支障を及ぼす恐れはないと判断されます。また、土地改良事業の対象地ではありません。

以上から、農用地区域から除外するために必要な農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号のすべての要件を満たしております。

#### ○議長

次に、対図番号「本4」につきまして、担当者の説明を求めます。

#### ○市農業振興課担当者

添付資料15ページをご覧ください。申請地の所在は松ヶ崎字高野203番3、224番1、225番1、226番1、232番1、面積は1,743㎡です。現況地目は田及び畑、変更の種別は編入です。

続いて17ページをご覧ください。赤色の編入箇所は、団地化された農用地に介在しております。現況も概ね農地として適正に管理されておりますが、今後基盤整備を行い、農地として継続利用する計画であるため編入するものであります。

#### ○議長

対図番号「本1」から「本4」までの説明が終わりました。これより、現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、5番・富樫公一委員。

#### ○5番（富樫公一委員）

議案第26号と同日に現地調査を行ってきました。

まずはじめに「本1」についてご報告いたします。添付資料7ページの位置図をご覧ください。申請地は由利本荘市役所小友出張所から南東へ約450mに位置し、北側、南側は宅地、西側・東側は農地となっております。

農振農用地除外後の転用計画では、用地造成については約10cmから50cmほどの土盛りを施しますが、東側及び南側に設置される市道が緩衝地の役割を果たすため、隣接農地への影響はありません。汚水及び生活雑排水は合併浄化槽で処理したのち東側側溝へ排水します。雨水は自然浸透及び自然流下し東側側溝へ排水します。

続きまして、「本2」についてご報告いたします。添付資料10ページの位置図をご覧ください。申請地は由利本荘市小友出張所から南へ約500mに位置し、北側、西側、南側は農地、東側は雑種地となっております。

農振農用地除外後の転用計画では、用地造成については30cmほどの土盛りを施しますが、畦畔までの高さに及ばないため隣接農地への影響はありません。隣接地との十分な緩衝地を設けます。汚水及び生活雑排水は発生しません。雨水は自然浸透及び自然流下し北側水路へ排水

します。

続きまして、「本3」についてご報告いたします。添付資料13ページの位置図をご覧ください。申請地は由利本荘市立石沢小学校から北へ約750mに位置し、西側、南側は道路、東側、北側は農地となっております。

農振農用地除外後の転用計画では、用地造成については60cmほどの土盛りを施しますが、畦畔と同じ高さにするため近隣農地への支障はありません。汚水及び生活雑排水は発生しません。雨水は自然流下し南側及び北側側溝へ排水します。

「本1」から「本3」までの農振農用地からの除外については、先ほど説明があったとおり、他の農用地の集団化、作業の効率化、農業用施設の機能等、農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないことを確認してきました。

以上により、周辺農地にかかる営農条件への支障は問題ないものと確認してきました。

続きまして、「本4」についてご報告いたします。添付資料16ページの位置図をご覧ください。申請地はJR羽後亀田駅から北西へ約300mから500mに位置します。

17ページの詳細図面と併せて現地を確認したところ、農地として適正に管理されており、営農計画上、今後も適正な管理のもと活用されていく農地であると認められることから、問題がないものと確認して参りました。

○議長

ご苦労さまでした。

次に、対図番号「矢1」につきまして、担当者の説明を求めます。

○市矢島総合支所産業課担当者

添付資料18ページをご覧ください。申請地の所在は矢島町川辺字上ノ平、小板戸及び布目のご覧の地番のとおりで、面積合計は23,007.7㎡、変更の種別は編入です。

続いて20ページをご覧ください。赤色の編入箇所は団地化された農用地の中及びその近隣に介在しております。現況も農地として適正に管理されているところがほとんどですが、一部宅地や原野も含め、今後基盤整備を行い、農地として継続利用する計画であるため編入するものであります。

○議長

対図番号「矢1」の説明が終わりました。これより、現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、9番・畑山留美子委員。

○9番（畑山留美子委員）

去る3月12日午前9時より、私と佐々木知榮委員と事務局の佐々木主任の3人で現地調査を行ってきました。

対図番号「矢1」について報告いたします。添付資料19ページの配置図をご覧ください。申請地は矢島総合支所から北へ約3.7kmに位置しています。

農振農用地への編入については、先ほど説明があったとおり、現況が農地である場所は適正に管理されています。現況が宅地と原野である場所も基盤整備をして農地にすることで、周囲の農地と一体して活用できることを確認してきました。

以上により、周辺農地にかかる営農条件への支障は問題ないものと確認してきました。

○議長

ご苦労さまでした。

次に、対図番号「大1」につきまして、担当者の説明を求めます。

○市大内総合支所産業課担当者

添付資料21ページをご覧ください。申請地の所在は新沢字水無61番から78番までの計

10筆、面積は7,886㎡です。

次に22ページをご覧ください。申請地は大内総合支所下川大内出張所から北西へ約2kmに位置します。現況地目は田、変更の種別は除外で、変更理由は杉の植林のためです。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の各要件にあたるか検討した結果について説明いたします。

まず、必要性、代替性の有無について、申請地は沢沿いに位置し日当たりが悪く耕作条件は良好ではありません。また、申請者は高齢となったことから規模縮小を考えており、新たな受け手もおらず、土地を有効活用する観点から杉の植林を計画しました。この計画は森林組合と相談を重ねる中でいきついた結論であり、苗木の購入、枝払い、伐採は森林組合へ依頼し、申請者は下刈りを年一回行う予定です。そして、杉は森林組合へ販売します。本計画を実行するにあたり申請地面積の規模は妥当であると判断されます。

続いて、資料23ページを見ていただくと、黄色が農用地区域、緑色が山林・原野、赤色が申請地となっています。申請地に隣接する水無60番、79番の農地については、すでに山林原野化しており、面積も小さく、所有者は今後耕作する意向を示しておりません。また、申請地に挟まれた水無62番の農地については、数十年前から耕作されておらず、所有者は今後耕作する意向を示しておりません。なお、申請地南側に位置する農道は管理が行き届いており、隣接農地への侵入等を阻害する計画ではないため、農用地の集団化、農作業の効率化に支障を及ぼす恐れは認められないと判断されます。仮に、隣接農地において耕作を再開する意向が示された場合は、耕作者と相談し、耕作の妨げとならないよう適宜杉を伐採する予定であります。

申請地の耕作者は担い手ではなく、他の担い手農家による利用集積の計画もありません。また、申請地は沢沿いに孤立して位置しているため、農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと判断されます。

土地改良施設等への影響につきましては、汚水及び生活雑排水は発生しないため、既存施設の機能に支障を及ぼす恐れはないと判断されます。なお、申請地は土地改良事業等の工事は行われておりません。

以上から、農用地区域から除外するために必要な農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号のすべての要件を満たしております。

#### ○議長

次に、対函番号「大2」につきまして、担当者の説明を求めます。

#### ○市大内総合支所産業課担当者

添付資料24ページをご覧ください。申請地の所在は平岫字下谷地162番1、面積は8,116㎡です。

次に25ページをご覧ください。申請地は大内総合支所下川大内出張所から北東へ約4kmに位置します。現況地目は畑、変更の種別は除外で、変更理由は太陽光発電設備建設のためです。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の各要件にあたるか検討した結果について説明いたします。

必要性、代替性の有無についてですが、本案件は、再生可能エネルギー事業を取り扱うE社が太陽光発電設備の建設を計画するものであります。

太陽光発電は耐用年数である20年から30年間は十分に発電が可能であり、長期にわたり安定した電力供給が可能のため、E社は太陽光発電設備を日本における有効的な資産と考え、秋田県内においても多数の太陽光発電所の建設を計画しております。そのうちのひとつとして、当申請地での建設が計画されました。

建設計画にあたり、日照条件の良さや必要面積を確保できること等を条件に、申請地を含め4箇所を検討を行っておりますが、申請地以外に適地がなく申請地以外の土地をもって代えることが困難であると判断されます。また、太陽光発電設備120基を設置する計画に対し、申請地面積は必要最小限であり、規模は妥当と判断されます。

続いて、資料26ページを見ていただくと、黄色が農用地区域、青色が転用済地及び宅地、

緑色が山林・原野、赤色が申請地となっています。申請地は連坦した圃場から離れた箇所に位置し、山林原野に囲まれており、農用地の集団化、農作業の効率化に支障を及ぼす恐れはないと判断されます。

申請地は認定農業者が管理している農地ではありますが、耕作条件が悪く現在は水田台帳から削除しています。また、申請地は連坦された農地ではないため、担い手の農地利用集積への支障はないと判断されます。

土地改良施設等への影響につきましては、汚水及び生活雑排水は発生しないため、既存施設の機能に支障を及ぼす恐れはないと判断されます。なお、申請地は土地改良事業等の工事は行われておりません。

以上から、農用地区域から除外するために必要な農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号のすべての要件を満たしております。

#### ○議長

対図番号「大1」から「大2」までの説明が終わりました。これより、現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、4番・眞坂平通委員。

#### ○4番（眞坂平通委員）

去る3月8日午前9時30分より、私と佐々木亨農業委員、庶務班の佐藤主事の3人で現地調査を行ってきました。

はじめに対図番号「大1」についてご報告いたします。添付資料22ページの位置図をご覧ください。申請地は大内総合支所下川大内出張所から北西へ約2kmに位置し、北側及び東側は河川、西側は山林、南側は農道となっていました。

農振農用地からの除外については、先ほど説明があったとおり、他の農用地の集団化、作業の効率化、農業用施設の機能等、農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないことを確認してきました。

農振農用地除外後の被害防除計画では、隣接地との間に十分な緩衝地を設け、隣地を保護するとともに、耕作の妨げとならないよう適宜杉を伐採する予定です。汚水及び生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により既存用水路へ排水します。

以上により、周辺農地にかかる営農条件への支障は問題ないものと確認してまいりました。

次に、対図番号「大2」についてご報告いたします。添付資料25ページの位置図をご覧ください。申請地は大内総合支所下川大内出張所から北東へ約4kmに位置し、北側は原野、東側・南側は山林、西側は農道となっていました。

農振農用地からの除外については、先ほど説明があったとおり、他の農用地の集団化、作業の効率化、農業用施設の機能等、農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないことを確認してきました。

農振農用地除外後の被害防除計画では、ネットフェンスの設置や隣接地との間に十分な緩衝地を設け、隣接地への事故や悪影響を防止します。汚水及び生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により敷地内で自然浸透します。

以上により、周辺農地にかかる営農条件への支障は問題ないものと確認してまいりました。

#### ○議長

ご苦労さまでした。

次に、対図番号「西1」につきまして、担当者の説明を求めます。

#### ○市西目総合支所産業課担当者

添付資料27ページをご覧ください。申請地の所在は西目町沼田字新道下522番、面積は1,692㎡です。

次に28ページをご覧ください。申請地は西目総合支所から北東へ約700mに位置します。現況地目は畑、変更の種別は除外で、変更理由は太陽光発電設備建設のためです。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の各要件にあたるか検討した結果について説明いたします。

まず、必要性、代替性の有無についてですが、変更後の土地利用者であるF社は再生可能エネルギー事業を取り扱っており、長期的に安定した電力供給が可能な太陽光発電設備を日本における有効な資産として考え、県内でも多数の建設を計画をしています。当申請地もそのうちのひとつとして、太陽光発電設備建設が計画されたものです。

建設計画にあたり、太陽光発電設備敷地・通路・緩衝地として全体で1,600㎡程度の面積を必要としており、除外地の規模は妥当と判断されます。また、申請地を含め4箇所を検討を行いました。申請地周辺には建物がないため長時間の日照と事業に必要な面積を確保でき、また、地権者からの同意も得られたことから、当申請地の利便性が最も高く申請地以外の土地をもって代えることが困難であると判断されます。

また、資料29ページをご覧ください。黄色が農用地区域、青色が転用済地及び宅地、緑色が山林及び原野、赤い部分が申請地となっています。申請地の東側及び南側は山林及び雑種地に囲まれており、北側及び西側は山林を挟んで集団的な農地となっておりますが、今現在耕作はされていないため、農用地の集団化等に支障を及ぼす恐れはないと判断されます。

申請地において現在耕作している者はおらず、また、担い手による集積計画もないため、担い手の農地利用集積への支障はないと判断されます。

土地改良施設等への影響につきましては、ネットフェンスの設置、隣接地との間に十分な面積を設けることにより、周辺への悪影響や事故を防止します。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により自然浸透するため、支障を及ぼす恐れはないと判断されます。申請地とその周辺における土地改良事業等は実施されていません。

以上から、農用地区域から除外するために必要な農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号のすべての要件を満たしております。

#### ○議長

次に、対図番号「西2」につきまして、担当者の説明を求めます。

#### ○市西目総合支所産業課担当者

添付資料30ページをご覧ください。申請地の所在は西目町沼田字新道下523番から530番までの5筆で、面積は14,184㎡です。

次に31ページをご覧ください。申請地は西目総合支所から北東へ約700mに位置します。現況地目は畑、変更の種別は除外で、変更理由は太陽光発電設備建設のためです。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の各要件にあたるか検討した結果について説明いたします。

まず、必要性、代替性の有無についてですが、変更後の土地利用者であるG社は再生可能エネルギー事業を取り扱っており、長期的に安定した電力供給が可能な太陽光発電設備を日本における有効な資産として考え、県内でも多数の建設を計画をしています。当申請地もそのうちのひとつとして、太陽光発電設備建設が計画されたものです。

建設計画にあたり、太陽光発電設備敷地・通路・緩衝地として全体で14,000㎡程度の面積を必要としており、除外地の規模は妥当と判断されます。また、申請地を含め4箇所を検討を行いました。申請地周辺には建物がないために長時間の日照と事業に必要な面積の確保ができ、また、地権者からの同意も得られたことから、当申請地の利便性が最も高く申請地以外の土地をもって代えることが困難であると判断されます。

また、資料32ページをご覧ください。黄色が農用地区域、青色が転用済地及び宅地、緑色が山林及び原野、赤い部分が申請地となっています。申請地の東側及び南側は山林及び雑種地に囲まれており、北側及び西側は山林を挟んで集団的な農地となっておりますが、今現在耕作はされていないため、農用地の集団化等に支障を及ぼす恐れはないと判断されます。

申請地において現在耕作しているものはおらず、また、担い手による集積計画もないため、担い手の農地利用集積への支障はないと判断されます。

土地改良施設等への影響につきましては、ネットフェンスの設置、隣接地との間に十分な面

積を設けることにより、周辺への悪影響や事故を防止します。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により自然浸透するため、支障を及ぼす恐れはないと判断されます。申請地とその周辺における、土地改良事業等は実施されていません。

以上から、農用地区域から除外するために必要な農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号のすべての要件を満たしております。

○議長

対図番号「西1」から「西2」までの説明が終わりました。これより、現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、21番・齋藤誠委員。

○21番（齋藤誠委員）

対図番号「西1」及び「西2」については隣接している土地であるため、一括して報告いたします。

去る3月6日午前9時より、私と三浦善信推進委員、庶務班の高橋主事の3人で現地調査を行ってきました。

添付資料28ページ及び31ページの配置図をご覧ください。申請地は西目総合支所から北東へ約700mに位置し、北側及び西側は山林を挟んで農地、東側及び南側は山林及び雑種地となっていました。

農振農用地からの除外については、先ほど説明があったとおり、他の農用地の集団化、作業の効率化、農業用施設の機能等、農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないことを確認してきました。

農振農用地除外後の被害防除計画では、ネットフェンスと緩衝地を設け隣接地への事故や悪影響を防止します。汚水及び生活雑排水は発生しません。雨水は自然流下により敷地内自然浸透します。

以上により、周辺農地にかかる営農条件への支障は問題ないものと確認してまいりました。

○議長

ご苦労さまでした。

ここで、事務局より農地法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明がありましたとおり、農振農用地除外の案件は農地転用の申請を前提としておりますので、農地法の規定による農地転用許可基準のうち、農地区分等の立地基準について説明いたします。

はじめに添付資料の7ページをご覧ください。対図番号「本1」については、農振農用地除外後の農地区分は、由利本荘市役所小友出張所から南東に約450mに位置することから第2種農地と判断します。

続きまして、10ページをご覧ください。対図番号「本2」については、農振農用地除外後の農地区分は、由利本荘市役所小友出張所から南へ約500mに位置することから、第2種農地と判断します。

対図番号「本1」及び「本2」は第2種農地であることから、申請にかかる農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる場合には原則として許可できないとされていますが、先ほど説明されたとおり、事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地周辺には申請内容を達成することが可能な農地以外の土地はないと認められます。

続きまして、13ページをご覧ください。対図番号「本3」については、農振農用地除外後の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地に区分されると判断され、原則として許可できませんが、不許可の例外である「住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で

集落に接続して設置されるもの」に該当します。

続きまして、22ページをご覧ください。対図番号「大1」については、農振農用地除外後の農地区分は、周囲を山林等に囲まれた小規模農地であり、「第1種農地又は第3種農地のいずれにも該当しない農地」に区分されると判断され、第2種農地と判断します。

続きまして、25ページをご覧ください。対図番号「大2」については、農振農用地除外後の農地区分は、周囲を山林等に囲まれた小規模農地であり、「第1種農地又は第3種農地のいずれにも該当しない農地」に区分されると判断され、第2種農地と判断します。

続きまして、28ページ及び31ページをご覧ください。対図番号「西1」及び「西2」については、隣接している土地であるため一括して説明いたします。農振農用地除外後の農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連坦している区域に隣接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満である農地であるため第2種農地と判断します。

対図番号「大1」、「大2」、「西1」及び「西2」は第2種農地であることから、申請にかかる農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる場合には原則として許可できないとされていますが、先ほど説明されたとおり、事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地周辺には、申請内容を達成することが可能な農地以外の土地はないと認められます。

以上7件とも、農地転用申請がされた場合には、立地基準上は許可相当と判断されます。また、転用目的等の一般基準については、申請内容を確認するとともに、詳細な審査を行い、総会でご審議いただきたいと思えます。

○議長

ただいまの議案第28号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【15番手を挙げる】

○議長

15番・小松幸夫委員。

○15番（小松幸夫委員）

「西1」と「西2」は隣接する農地ですがに別々に申請されています。まとめて申請しない理由が何かありますか。

○議長

市西目総合支所産業課担当者。

○市西目総合支所産業課担当者

「西1」と「西2」は事業者がそれぞれ別の法人であることから、別々に区分したものです。

○議長

15番いかがですか。他にございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第28号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に回答することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第28号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【市農業振興課ほか担当者退席】

○議長

会議を再開いたします。

日程第15、議案第29号「平成31年度下限面積（別段の面積）について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

平成31年度の農地を取得する際の下限面積について説明いたします。農地法第3条第2項第5号の下限面積について、平成31年度は次のとおり決定したいので意見を求めます。

(1) 特定の区域に限定した設定につきましては、由利本荘市全域を設定区域とし、設定面積を20アールとしたいものです。

(2) 空き家に付随した農地に限定した設定につきましては、その面積を1アールとしたいものです。

設定理由としては、耕作意欲のある者の参入を促し、遊休農地の解消及び発生 of 未然防止に資するためです。よろしくをお願いします。

○議長

議案第29号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第29号は、原案どおり決定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第29号は、原案どおり決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後4時30分閉会)

由利本荘市農業委員会会議規則第12条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長            佐 藤 系 悦

議事録署名委員        岡 部 五 一 郎

議事録署名委員        古 関 幸 子